

平成 29 年度税制改正関連法案が平成 29 年 3 月 27 日に成立し、平成 30 年分から配偶者控除・配偶者特別控除が以下のように変わります。

【改正前】

配偶者の合計所得金額	控除額	区分
38 万円以下	48 万円（配偶者が 70 歳以上）	配偶者控除額
	38 万円（配偶者が 70 歳未満）	
38 万円超～85 万円以下	38 万円	配偶者特別控除額
85 万円超～90 万円以下	36 万円	
90 万円超～95 万円以下	31 万円	
95 万円超～100 万円以下	26 万円	
100 万円超～105 万円以下	21 万円	
105 万円超～110 万円以下	16 万円	
110 万円超～115 万円以下	11 万円	
115 万円超～120 万円以下	6 万円	
120 万円超～123 万円以下	3 万円	
123 万円超	控除なし	

【改正後】

- ・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用される納税者本人に収入制限が設けられ、合計所得金額が 900 万円を超える場合は以下の表のとおり、控除額が逡減・消失する仕組みとなります。

配偶者の合計所得金額		納税者本人の合計所得金額				控除区分
		900 万円以下	950 万円以下	1000 万円以下	1000 万円超	
38 万円以下	70 歳以上	48 万円	38 万円	16 万円	控除なし	配偶者控除額
	70 歳未満	38 万円	26 万円	13 万円		
38 万円超～85 万円以下		38 万円	26 万円	13 万円	控除なし	配偶者特別控除額
85 万円超～90 万円以下		36 万円	24 万円	12 万円		
90 万円超～95 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円		
95 万円超～100 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円		
100 万円超～105 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円		
105 万円超～110 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円		
110 万円超～115 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円		
115 万円超～120 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円		
120 万円超～123 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円		
123 万円超		控除なし				